

# インボイス制度及び

# 改正電子帳簿保存法説明会

2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス）制度が導入されます。この制度の内容を知らずに今まで通りの取引・帳簿記録を行うと、納める消費税の額を間違えてしまう恐れがあります。また、これまで消費税の納付が免除されていた免税事業者も無関係ではありません。

本説明会では、インボイス制度の導入にあたって手続き上変更となるポイントや、「適格請求書発行事業者」事前登録の方法、課税/免税事業者がそれぞれ留意すべきポイント等をお伝えします。

また、改正電子帳簿保存法により、電子取引の電子データの保存ルールが変更となり、電子取引で行われる国税関係書類の保存は、法人企業・個人事業主に問わず「電子保存」にて行う必要があります。

是非この機会にご参加いただき、早めに備えて頂ければと思います。

\*2会場にて同内容の説明会を開催いたします。都合の良い会場を選択してお申し込み下さい。

## 「富士川町民会館」会場

■日にち:令和4年9月29日(木)

■時 間:14時~16時

■所在地:富士川町鯉沢 655 番地 57

## 「富士川町商工会館」会場

■日にち:令和4年10月12日(水)

■時 間:19時~21時

■所在地:富士川町青柳町319-1

■定 員:20名(先着順)

■講 師 税理士、税務署職員等

■内 容 ①インボイス制度について  
②改正電子帳簿保存法について

■受講料 無料



\*新型コロナウイルスの感染防止対策として、来場の際はマスクの着用をお願いいたします。また、感染拡大の影響から、やむを得ず中止となる可能性もございます。ご理解とご協力の程、よろしくをお願いいたします。

お申し込み方法は裏面をご覧ください

# インボイス等説明会参加申込書

## 「富士川町民会館」会場

- 日にち:令和4年9月29日(木)
- 時 間:14時~16時
- 所在地:富士川町鯉沢 655 番地 57

## 「富士川町商工会館」会場

- 日にち:令和4年10月12日(水)
- 時 間:19時~21時
- 所在地:富士川町青柳町319-1
- 定 員:20名(先着順)

受講会場 (どちらかを選択)	希望会場に○を付けて下さい。	
	「富士川町民会館」会場 9月29日(木)	「富士川町商工会館」会場 10月12日(水)
事業所名		
受講者名①		
受講者名②		
事業所所在地	〒	
電話		
FAX		
携帯		

**申込締切日:令和4年9月26日(月) FAX(0556-22-0833)**

申込方法:富士川町商工会へ参加申込書をご提出「FAX・郵送・持参」ください。

富士川町商工会:所在地 〒400-0501 富士川町青柳町 319-1  
FAX:0556-22-0833 TEL:0556-22-0870